

①子どもの遊び場づくりの充実

○子どもの遊び場の活性化
地区からの要望に基づき、児童遊園地の修繕に対する補助を行いました。

○公園の整備・管理

町内15箇所の都市公園（約87万㎡）の管理や巡視を定期的に行い、安全・安心な環境の維持に努めました。

児童館事業の充実

幼児クラブ	親子	40組（80人）	47回実施
火曜どんぐり		76組（152人）	47回実施
木曜どんぐり		62組（124人）	47回実施
子どもクラブ	ホップ	26人	5回実施
ステップ		19人	5回実施

②子どもが健全に育つための環境整備

青少年の健全育成

○中学生海外研修派遣事業

国際的な視野および知識の習得の機会を提供するため、中学生24人をオーストラリアへ派遣（8月17日～8月24日）しました。

○健全育成町民会議の活動の促進

青少年の育成、指導、地域住民への啓発活動を実施しました。警察署や学校、PTA、地域住民の協力のもと、安全確保の環境整備や防犯活動を実施しました。

③子どもの安全の確保

子どもを犯罪から守るための取り組みの推進

○不審者から子どもを守る

対応マニュアルの作成

「地域の子どもは、地域で守り育てる」を展開し、子どもたちへの声かけ運動を実施しました。

広報紙の発行、街頭キャンペーン、子ども見守り活動等を地域ぐるみで実施しました。

○防犯灯の設置拡大

地区からの申請により防犯灯を設置し、夜間における危険個所の解消を図りました。

設置灯数 46灯

○「子ども110番・見守り隊」の設置・普及
回覧により「子ども110番・見守り隊」の隊員を募集し、「タスキ」を配布。隊員を中心に地域ごとの、子どもの安全確保のための見守り活動を実施しました。

交通安全対策の推進

○交通安全教育の推進

交通安全教育教室を町立保育所、小・中学校で開催しました。

④子育てを支援する生活環境の整備

子育てに配慮した地域および住環境の整備促進等

○良質な住宅の供給

良好な子育て世帯向け町営住宅の供給を推進しました。

町営住宅中道中団地（RC6階33戸）新設（うち2戸はバリアフリー対応）

○公共交通機関のバリアフリー化

- ・寄居駅東武東上線、秩父鉄道線ホームトイレ改修への補助（多機能トイレの新設、ベビーカー・ベビーカーの設置）
- ・寄居駅周辺道路（天沼通り線、大町常木線等）の歩車道の段差改修
- ・桜沢駅の階段部に滑り止めシート設置

以上、平成19年度の事業概要を報告しましたが、町では次世代育成支援対策地域協議会において、計画事業の実施状況を検証し、広く子育て家庭や関係機関の意見を取り入れながら、今年度も計画的に子育て支援策を展開していきます。

今後も、町が実施するさまざまな子育て支援活動への皆さんの積極的な参加と協力をお願いします。

問い合わせ／子育て支援課（☎581・2121内線251）へ。

9月20日～26日は動物愛護週間です！

ペットはあなたの家族です。愛情と責任を持って飼いましょう！



犬の飼い主の皆さんへ

・犬は必ず登録し、鑑札をつけましょう。



ペットを飼う前に

- ・飼う目的を考えましょう。
- ・住宅環境やライフスタイルにあったペットを選びましょう。
- ・愛情と責任を持って飼いましょう。
- ・習性、生理、生態を理解しましょう。
- ・法令や病気についての知識を持ちましょう。

『動物の愛護及び管理に関する法律』では、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていただくため、9月20日から26日を動物愛護週間と定めています。

ペットの犬や猫などの動物は、人間のパートナーとして私たちに喜びや安らぎを与えてくれます。しかし、その一方で、ふん尿、放し飼い、鳴き声など、ペットをめぐるトラブルや苦情もたくさん発生しています。また、動物を捨てたり、虐待したりする事件も発生しています。

飼い主には、命ある動物を愛情と責任を持って一生面倒をみるという自覚が求められます。この機会に、人と動物が仲良く暮らすためにはどうすればよいかを考えてみましょう。



- ・毎年1回、狂犬病予防注射を受けましょう。
- ・しつけをしましょう（生後3カ月ころから始めましょう）。
- ・フンは飼い主が責任を持って処理しましょう。
- ・放し飼いはやめましょう。
- ・繁殖を希望しない場合は去勢、不妊手術をしましょう。



猫の飼い主の皆さんへ

- ・猫は放し飼いが一般的ですが、猫の安全と健康管理のためにも屋内で飼いましょう。
- ・トイレのしつけをしましょう。
- ・名札や目印となるものをつけましょう。
- ・繁殖を希望しない場合は去勢、不妊手術をしましょう。

お済みですか？
愛犬の登録と注射

犬は、登録と年1回の狂犬病予防注射が飼い主に義務づけられています。

犬を新たに飼い始めた場合、30日以内（子犬は生後91日になったら）に登録しなければなりません。

また、今年度の狂犬病予防注射が済んでいない場合は、動物病院で注射をし、「狂犬病予防注射済証」を生活環境課へ提出し、「注射済票（交付手数料550円）」の交付を受けてください。

●飼い方の相談、飼養できなくなった動物の引き取り等
埼玉県動物指導センター（熊谷市板井123、☎536・2465）へ。

●迷い犬、野良犬の捕獲、かみつき事故等
熊谷保健所（熊谷市末広3-9-1、☎523・2811）へ。

問い合わせ／生活環境課（☎581・2121内線222）へ。